

夏季軽装（ナチュラルクールビズ）の励行について

1 目的

第3期道の事務・事業に関する実行計画(H23.3.31知事決定)は、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、省エネルギーに向けた取組として、庁舎内における冷暖房の設定温度の厳格な管理（冷房設定温度28℃、冷房時間短縮など）に取り組むこととしており、執務を少しでも快適に行うため、以下に掲げる3つのコンセプトを基本に、自然と調和した北海道らしい省エネ型ライフスタイルである「ナチュラルクールビズ」を励行する。

～ナチュラルクールビズの3つのコンセプト～

自然を意識する

北海道の夏は、地域によって暑さの違いがあり、一日の中でも昼と朝・晩も寒暖の差があります。そんな自然を意識しながら、地域のその日の気候にあった服装を選択する。

TPOを意識する

ノーネクタイ・ノー上着といったことを基本に、その日の職務内容の時（Time）、場所（Place）、場合（Occasion）に合った、人に不快感を与えない服装を選択する。

省エネを意識する

震災を踏まえて節電に取り組む全国の皆さんとの思いを共有しながら、できるだけ冷房に頼らず自然の力を利用しながら一層の省エネに努める。

2 実施期間

6月1日から9月30日までとする。ただし、道外の出先機関は、所在地の他の行政庁等の取組状況に応じて当該出先機関の長が設定することができる。

3 対象部局

知事部局、教育庁、警察本部、議会事務局、企業局及び各種委員会事務局と出先機関を含むすべての部局

4 実施内容

夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行するものとする。ただし、強制するものではない。

(1) 道主催の会議

職員以外の出席者が予定される会議等であって、儀礼上、軽装が不相当と認められる場合を除き、執務室に準じるものとする。

(2) 職員以外に参加者が予定される行事、来客の対応

儀礼上、軽装が不相当と認められる場合を除き、執務室に準じるものとする。

(3) 職員以外の出席者に対する呼びかけ

儀礼上、軽装が不相当と認められる場合を除き、職員以外の出席者に対しても、案内状や会議の中で軽装の励行を呼びかけるものとする。

(4) 留意事項

具体的な服装については職員各自が適切に判断するものであるが、社会常識を著しく逸脱するような服装は避け、以下に留意する。

ア いわゆる「着くずし」ではなく、職場での着用に適した服装とする。

イ 清潔感を保ち、他人に好印象を与える。

ウ 通気性の良い素材や意匠により、体感温度を下げる。

エ ジーンズは着用しない。

5 周知

来客等に対する周知のため、軽装期間である旨の張り紙等を執務室の見やすいところ（室内、入り口等）に掲示する。

（担当：環境生活部環境推進課環境行動推進グループ主幹 伊藤敬文 TEL011-204-5190（内線24-206）

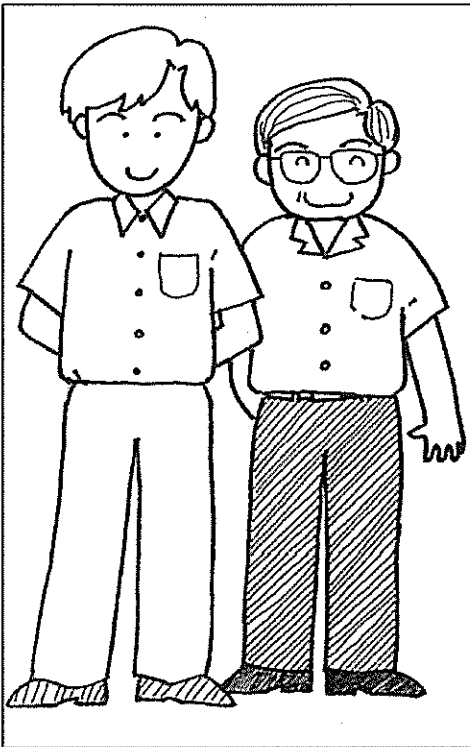
軽装(ナチュラルワールピズ)の例

※TPOを踏まえ、清潔で爽やかな服装に心がけましょう。

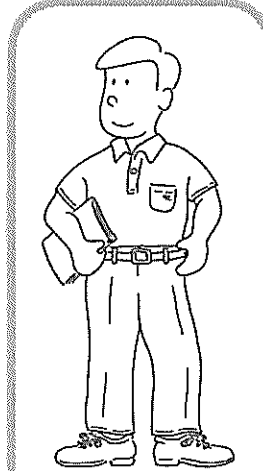
1 執務室

- ・上着を着用しない
- ・ネクタイを外す
- ・半袖のシャツ、開襟シャツ等を着用する
- ・職員バッジを着用する

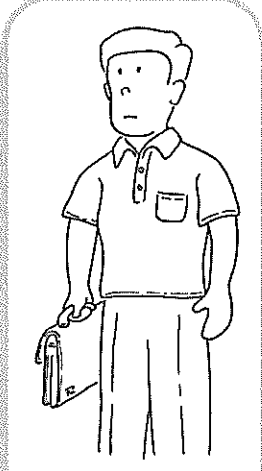
具体例



環境忍者 えご之助



①当日の業務内容を考慮した清潔感、清涼感のあるポロシャツ・チノパンの着用



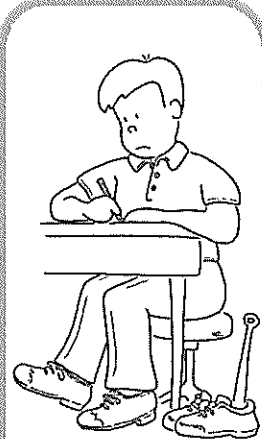
②洒出し出来るようにデザインされた清潔感、清涼感のある開襟シャツ・ポロシャツの着用



③観光キャンペーン等の期間中におけるPR用ロゴ入りTシャツの着用



④地域のイメージカラーを職場で定め、その色のついた開襟シャツ・ポロシャツの着用



⑤通勤時と勤務時の靴の履き替え

2 本会議場以外で、各委員及び議員等と打合せをする場合 (※本会議場(回廊を含む)における服装は従前どおりとする)

- ・上着を着用しない
- ・ネクタイを着用しない
- ・半袖ワイシャツは着用可
- ・名札、職員バッジ、説明員バッジ、連絡員バッジを着用する

